

各部（局）におけるタイムラインの作成について（依頼）

狛江市風水害に関する事前行動計画（以下、「狛江市タイムライン」という。）をより実効性の高いものとするため、下記のとおり各部（局）ごとのタイムラインの作成をお願いします。

記

1 趣旨

狛江市タイムラインは運用開始以降、令和元年東日本台風における課題や対策、他機関の動向等を踏まえて適宜改正を行ってきたところですが、より実効性の高いものとし狛江市の水害対応力のさらなる向上を図るため、各部（局）ごとのタイムラインの作成をお願いします。

2 各部（局）タイムラインの作成方法、回答方法及び回答期限

① 作成方法

下図「各部タイムライン作成方法」を参照し、狛江市タイムラインの各時間軸における各課の具体的な行動を検討の上、別紙1「(入力用) ○○部タイムライン.xlsx」データの網掛け部分へ入力してください。特に、データ中に【○○部】又は【各部】の表記がある業務については、【部名】を【担当課名】に書き替えた上で具体的な行動を入力してください。

なお、「(入力用) ○○部タイムライン.xlsx」は3つのシート（72H～24H、12H～4H、3H～0H）に分かれていますので、入力漏れのないようご注意ください。

総務部タイムライン（別紙2）を添付しますので、作成の際の参考としてください。

「各部タイムライン作成方法」

災害対策本部及び事務局 【災害対策本部開設前は総務部が対応】	【災害対策本部開設前は該当各部が対応】
<input type="checkbox"/> 台風・気象情報の収集開始（「情報収集態勢」）	<input type="checkbox"/> 職員の体制と災害に対する備えの確認【各部】
<input type="checkbox"/> 臨時会議の開催（随時）	<input type="checkbox"/> 所管する施設で行われる行事やイベント等の確認【各部】
<input type="checkbox"/> 台風等の狛江市への影響の確認、所管施設の運用状況の確認	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の状況確認及び対応協議【福祉保健】
<input type="checkbox"/> 関東総合通信局との事前調整（災害放送、コマラジ関係）	<input type="checkbox"/> 福祉サービス事業者の事業継続・休止の確保及び災害時の人員確保の依頼【福祉保健】
	<input type="checkbox"/> まちづくり条例の事業者の安全管理の依頼と緊急連絡先の確認【都市建設】
	<input type="checkbox"/> 過去の浸水箇所の街路の清掃等確認とハトローリ【都市建設】
	<input type="checkbox"/> 道路工事等の事業者への安全管理の依頼と緊急時の体制確保の依頼【都市建設】
	<input type="checkbox"/> 北多摩南部建設事務所（郡道）や警察との緊急時の通行止め等対応についての情報共有体制の確保【都市建設】
	<input type="checkbox"/> 地下駐車場の緊急時の対応について確認【都市建設】
	<input type="checkbox"/> 災害対応が長期に及ぶことを想定したローテーションの構築【各部】

災害対策本部及び事務局の行動に沿った、各部の行動を検討し入力してください。各部の行動項目が増えても構いません。

(2) 回答方法

各部庶務担当課が取りまとめの上、回答をお願いします

「U:¥共通フォルダ¥20211130_各部（局）タイムライン作成_安心安全課」内に各課回答用フォルダを用意しますので、回答用フォルダ内に保存の上、ファイル名に「〇〇部回答済」を付加してください。

(3) 回答期限

令和3年10月15日（金）

3 その他

この度の各部（局）タイムラインの作成は、各部ごとに細分化されたタイムラインを定めることにより、災害対策本部と各災対部が確実に連携し災害対応にばらつきや抜け、漏れが生じないことを目的としていることから、作成に際しては、現行の狛江市タイムラインに記載のない仔細な行動についても行を追加し、できる限り記載するようにしてください。

問い合わせ先

総務部安心安全課防災防犯係

担当 山本 雪城

内線 8204 8202

狛江市風水害に関する事前行動計画（タイムライン）72H～24H

河川の氾濫発生までの時間	気象庁の情報	国土省京浜河川事務所 北多摩南部建設事務所	河川水位 (多摩川・野川)	狛江市		
				災害対策本部及び事務局 【災害対策本部開設前は総務部が対応】	災対〇〇部 【災害対策本部開設前は該当各部が対応】	市民
72時間前	<ul style="list-style-type: none"> ◆台風情報 ◆東京都気象情報（随時） ◆早期注意情報 	<ul style="list-style-type: none"> ◆京浜河川事務所：多摩川タイムライン高度運用の適用を決定「タイムラインステージ1-1」 ◆施設（樋管等）の点検確認 ◆災害対策資機材等の確保 		<ul style="list-style-type: none"> □台風・気象情報の収集開始（「情報収集態勢」） □臨時庁議の開催（随時） □台風等の狛江市への影響の確認、所管施設の運用状況の確認 □関東総合通信局との事前調整（災害放送、コマラジ関係） 	<ul style="list-style-type: none"> □職員の体制と災害に対する備えの確認【各部】 □所管する施設で行われる行事やイベント等の確認【各部】 □避難行動要支援者の状況確認及び対応協議【福祉保健】 □福祉サービス事業者の事業継続・休止の確認及び災害時の人員等の協力依頼【福祉保健】 □まちづくり条例の事業者の安全管理の依頼と緊急連絡先の確認【都市建設】 □過去の浸水箇所の側溝の清掃等確認とバトロール【都市建設】 □道路工事等の事業者への安全管理の依頼と緊急時の体制確保の依頼【都市建設】 □北多摩南部建設事務所（都道）や警察との緊急時の通行止め等対応についての情報共有体制の確保【都市建設】 □地下駐車場の緊急時の対応について確認【都市建設】 □災害対応が長期に及ぶことを想定したローテーションの構築【各部】 	<ul style="list-style-type: none"> □気象情報の確認（随時） □側溝等の清掃 □土のう、止水板等の準備
48時間前				<ul style="list-style-type: none"> □臨時庁議の開催 災害対策本部の開設、自主避難所の開設・所管施設の運用、イベント中止等の判断 市長・副市長は、公共交通機関の計画運休を考慮し、職員の参集人員、参集時期を判断する。併せて自主避難所の選択・開設の判断、所管施設の運用、イベント実施の可否等の判断を行う。 □各部参集予定者情報等のとりまとめ 各部に参集予定者等の情報とりまとめ後の情報提供、車両等の満給油、各部所管施設の事前対応を指示 □市の体制等について連絡・防災関係機関の体制確認 連絡先は、東京都総合防災部・消防団・消防署・警察署・京浜河川事務所・自衛隊・調布市・砧総合支所・川崎市多摩区（東京都総合防災部はDIS入力による報告） □消防団に待機要請 □コマラジに対し、協定に基づく災害放送等の協力を要請 災害当日の災害情報伝達手段等について事前確認 	<ul style="list-style-type: none"> □自主避難所開設準備等 （職員の割当て、場所及び物資の確認等）【総務・教育・議会事務局】 自主避難所開設が決定した場合、または開設の検討が必要な場合、避難所運営協議会に自主避難所開設予定の伝達及び協力要請を行う。 感染症対策が必要な場合（罹患者が一定数以上いる場合）は、使用する施設等の選定、保健師等専門職の確保及び医師会との協力を検討する。 □市ホームページ・SNS・メール等で住民への注意喚起やイベント等の中止情報、自主避難所の開設予定等について広報【総務・企画財政】 □協定団体との事前調整（協定内容の確認等） □コマラジに住民への注意喚起や自主避難所開設予定、市施設の閉所やイベント中止について放送を依頼【総務・企画財政】 	<ul style="list-style-type: none"> □ハザードマップによる浸水想定の確認 □浸水想定による避難方法や避難ルートを確認 □自主避難等で必要となる物資等の購入
24時間前	<ul style="list-style-type: none"> ◆大雨又は洪水注意報発表 警戒レベル2相当情報の発表 ◆台風に関する気象庁記者会見 ◆大雨に関する気象庁記者会見（記録的な大雨になる可能性が高い区域に含まれている又はその区域が隣接している。） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆小河内ダム余水吐き放流の予定についての情報連絡 ◆国土交通省京浜河川事務所から市災害対策本部へのリエゾン体制を確認 		<ul style="list-style-type: none"> □小河内ダム余水吐き放流の情報を環境政策課に連絡 □協定締結先に車両避難場所（駐車場開放）の協力を依頼 □水防資機材等の確認と確保 □「情報監視体制」に移行 □消防団の参集を検討 	<ul style="list-style-type: none"> □各主管部保有車両等の燃料等満補充・満充電を行う【各部】 □保育園・学童クラブの対応（休園・休所等）を検討【子ども家庭】 	<ul style="list-style-type: none"> □要配慮者利用施設や地下駐車場等における対応準備 □非常用持出品の準備

■ 本タイムライン活用時の注意点

- 1 本タイムラインの時間軸は「0h（ゼロアワー）」を、多摩川又は野川の氾濫又は内水氾濫が発生した時点として設定しています。
- 2 本タイムラインの時間軸は台風による水害発生を想定し、設定されたものであり、長期間の豪雨や局地的に発生する集中豪雨等により内水氾濫が発生した場合は、情報を総合的に検討し、臨機応変な判断が必要となります。
- 3 気象庁の情報、国土交通省京浜河川事務所及び北多摩南部建設事務所の洪水予報は、それぞれ内閣府作成の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」、「東京都水防計画」及び「狛江市地域防災計画」の基準に沿って設定しています。

■ 避難情報発令時の注意点

- 1 避難情報の発令判断は、「風水害時における避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づいて行います。
- 2 警戒レベル1及び2は、気象庁から発表されます。（市の判断で発令するものではありません。）
- 3 警戒レベル3及び4の判断は、時間軸と連動するものではありません。（気象庁、国土交通省、北多摩南部建設事務所、河川水位等の情報に基づき、市が警戒レベル3若しくは4の判断を行い、発令します。）
- 4 災害発生後は、警戒レベル5と判断します。
- 5 洪水に関する情報「氾濫危険情報【警戒レベル4相当】」が既に出ている中で、土砂災害で「大雨に関するメッシュ情報（警戒）【警戒レベル3相当】」が出た場合は、洪水が警戒レベル4のまま土砂災害の警戒レベル3が追加されたとの考え方になります。（市民に警戒レベルを周知する際、警戒レベルが下がったと誤解を与えないように注意が必要です。）
- 6 各警戒レベル相当の情報は、市が警戒レベル3、4及び避難情報を判断する際、必ずその情報に合わせた避難情報を発令しなければならないという性質のものではありません。
- 7 深夜～早朝に気象庁等の警戒レベルが引き上げられる可能性がある場合は、市の警戒レベルも早い段階で引き上げることとを考慮することとします。

災対総務部タイムライン (72H~24H)

別紙2 (作成例)

河川の氾濫発生までの時間	気象庁の情報	国土省京浜河川事務所 北多摩南部建設事務所	河川水位 (多摩川・野川)	狛江市		
				災害対策本部及び事務局 【災害対策本部開設前は総務部が対応】	災対総務部 【災害対策本部開設前は該当各々が対応】	市民
72時間前	<ul style="list-style-type: none"> ◆台風情報 ◆東京都気象情報(随時) ◆早期注意情報 	<ul style="list-style-type: none"> ◆京浜河川事務所：多摩川タイムライン高度運用の適用を決定「タイムラインステージ1-1」 ◆施設(樋管等)の点検確認 ◆災害対策資機材等の確保 		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>台風・気象情報の収集開始(「情報収集態勢」) <input type="checkbox"/>臨時庁議の開催(随時) 台風等の狛江市への影響の確認、所管施設の運用状況の確認 <input type="checkbox"/>関東総合通信局との事前調整(災害放送、コマラジ関係) 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>参集可能人員及び連絡体制の確認と各課災害対応業務の確認【各課】 各課係長を中心に、48時間前の臨時庁議で参集可能人員を報告できるよう準備する <input type="checkbox"/>公共施設の工事状況の確認【施設課】 工事の実施状況を確認し、業者への注意喚起と緊急時に備えた連絡体制の確保を行う <input type="checkbox"/>各課所管事業の予定の確認【各課】 行事等がある場合は、参加者への連絡態勢の確保及び中止の判断基準を検討する <input type="checkbox"/>災害対応が長期に及ぶことを想定したローテーションの構築【各課】 参集予定人員と災害対応業務の必要人員から余剰人員を割り出しておく 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>気象情報の確認(随時) <input type="checkbox"/>側溝等の清掃 <input type="checkbox"/>土のう、止水板等の準備
48時間前				<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>臨時庁議の開催 災害対策本部の開設、自主避難所の開設・所管施設の運用、イベント中止等の判断 市長・副市長は、公共交通機関の計画運休を考慮し、職員の参集人員、参集時期を判断する。併せて自主避難所の選択・開設の判断、所管施設の運用、イベント実施の可否等の判断を行う。 <input type="checkbox"/>各部参集予定者情報等のとりまとめ 各部に参集予定者等の情報とりまとめ後の情報提供、車両等の満給油、各部所管施設の事前対応を指示 <input type="checkbox"/>市の体制等について連絡・防災関係機関の体制確認 連絡先は、東京都総合防災部・消防団・消防署・警察署・京浜河川事務所・自衛隊・調布市・砧総合支所・川崎市多摩区(東京都総合防災部はD1S入力による報告) <input type="checkbox"/>消防団に待機要請 <input type="checkbox"/>コマラジに対し、協定に基づく災害放送等の協力を要請 災害当日の災害情報伝達手段等について事前確認 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>自主避難所開設準備等(職員の割当て、場所及び物資の確認等)【安心安全課】 自主避難所開設が決定した場合、または開設の検討が必要な場合、避難所運営協議会に自主避難所開設予定の伝達及び協力要請を行う。 該当避難所の教育担当職員及び初動要員と各所属長へ人員配置の準備を連絡する。 <input type="checkbox"/>市ホームページ・SNS・メール等で住民への注意喚起やイベント等の中止情報、自主避難所の開設予定等について広報【安心安全課】 各課から収集した情報をとりまとめ、秘書広報室と調整し、各広報手段の発信時期や情報内容に誤りがないように確認後、発信する。 <input type="checkbox"/>消防団幹部へ団員の待機要請を連絡する【安心安全課】 <input type="checkbox"/>協定団体との事前調整(協定内容の確認等)【各課】 <input type="checkbox"/>コマラジに住民への注意喚起や自主避難所開設予定、市施設の閉所やイベント中止について放送を依頼【安心安全課】 各課から収集した情報をとりまとめ、秘書広報室と調整し、コマラジへ依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>ハザードマップによる浸水想定の確認 <input type="checkbox"/>浸水想定による避難方法や避難ルートの確認 <input type="checkbox"/>自主避難等で必要となる物資等の購入
24時間前	<ul style="list-style-type: none"> ◆大雨又は洪水注意報発表 警戒レベル2相当情報の発表 ◆台風に関する気象庁記者会見 ◆大雨に関する気象庁記者会見(記録的な大雨になる可能性が高い区域に含まれている又はその区域が隣接している。) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆小河内ダム余水吐き放流の予定についての情報連絡 ◆国土交通省京浜河川事務所から市災害対策本部へのリエゾン体制を確認 		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>小河内ダム余水吐き放流の情報を環境政策課に連絡 <input type="checkbox"/>協定締結先に車両避難場所(駐車場開放)の協力を依頼 <input type="checkbox"/>水防資機材等の確認と確保 <input type="checkbox"/>「情報監視体制」に移行 <input type="checkbox"/>消防団の参集を検討 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>各主管部保有車両等の燃料等満補充・満充電を行う【総務課、各課】 総務課は各部庶務担当課に対し、保有車両等の給油と充電を依頼する。 各課は、保有車両等の燃料等給油、充電を行う。 <input type="checkbox"/>ユニディ、ニトリに対し台風に伴う閉店予定の確認と車両避難場所協力の依頼【安心安全課】 <input type="checkbox"/>水防倉庫及び防災センター1階倉庫の確認と必要資器材の整理【安心安全課】 <input type="checkbox"/>消防団の参集予定について団幹部と調整【安心安全課】 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>要配慮者利用施設や地下駐車場等における対応準備 <input type="checkbox"/>非常用持出品の準備

■ 本タイムライン活用時の注意点

- 1 本タイムラインの時間軸は「0h(ゼロアワー)」を、多摩川又は野川の氾濫又は内水氾濫が発生した時点として設定しています。
- 2 本タイムラインの時間軸は台風による水害発生を想定し、設定されたものであり、長期間の豪雨や局地的に発生する集中豪雨等により内水氾濫が発生した場合は、情報を総合的に検討し、臨機応変な判断が必要となります。
- 3 気象庁の情報、国土交通省京浜河川事務所及び北多摩南部建設事務所の洪水予報は、それぞれ内閣府作成の「避難情報に関するガイドライン(令和3年5月)」、「東京都水防計画」及び「狛江市地域防災計画」の基準に沿って設定しています。

■ 避難情報発令時の注意点

- 1 避難情報の発令判断は、「風水害時における避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づいて行います。
- 2 警戒レベル1及び2は、気象庁から発表されます。(市の判断で発令するものではありません。)
- 3 警戒レベル3及び4の判断は、時間軸と連動するものではありません。(気象庁、国土交通省、北多摩南部建設事務所、河川水位等の情報に基づき、市が警戒レベル3若しくは4の判断を行い、発令します。)
- 4 災害発生後は、警戒レベル5と判断します。
- 5 洪水に関する情報「氾濫危険情報【警戒レベル4相当】」が既に出ている中で、土砂災害で「大雨に関するメッシュ情報(警戒)【警戒レベル3相当】」が出た場合は、洪水が警戒レベル4のまま土砂災害の警戒レベル3が追加されたとの考え方になります。(市民に警戒レベルを周知する際、警戒レベルが下がったと誤解を与えないように注意が必要です。)
- 6 各警戒レベル相当の情報は、市が警戒レベル3、4及び避難情報を判断する際、必ずその情報に合わせた避難情報を発令しなければならないという性質のものではありません。
- 7 深夜～早朝に気象庁等の警戒レベルが引き上げられる可能性がある場合は、市の警戒レベルも早い段階で引き上げることとします。